

※事業の実際に基づき、泉会の到達点に立って3か年を展望します。だれもが現在の位置確認ができ、すぐに使えるのみにします。  
 ※評価表示の凡例＝「新」＝新設、「未」＝未達成、「続」＝継続が必要、「完」＝達成・削除、「修」＝修正。

第5期 (2020～2022年)						
目的	中期目標	3年後めざす姿		2020年	2021年	2022年
<b>I. 利用者に対する基本姿勢</b>						
1. 人権の尊重 (1) 利用者の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる福祉サービスを提供する。【続】 (2) 利用者のプライバシー、個人情報を保護し、信頼性の高い福祉サービスを提供する。【続】 (3) 人権尊重を実現するため、経営理念や方針を検証し、必要な改革を行う。【修】	<b>◎主旨 障がい者の支援とは何かを改めて振り返る = サービスの「利用者」であり、利用する権利があることは、利用者が、他者との平等からみた場合、様々な障壁の相互作用によって完全に効果的な社会参加がはばまれている要因や環境があることを意味している。この原点を認識し、合理的配慮などについて学ぶ。</b> ①利用者の社会参加の拡充と経営・運営への利用者参画 ⇒ (例) 利用者の会議やオンブズパーソンを通じて、事業に対する提言や改善に関する意見を求め、それを支援する。 ②倫理観をめぐる職員主体の研修会の実現 ③障がい特性に沿った、利用者への政治・社会・経済・文化などの情報提供の充実 ④合理的配慮による利用者の自己決定と選択の尊重と活動内容の改善・充実 ⑤苦情解決・相談体制の実践の共有と法人の価値向上、 ⑥運営の改善による虐待防止体制の堅持 ⑦利用者の将来の権利擁護の多元的な方法の探求 ※以上【修】	2022年度末に目指す姿  障がい者支援の原点に立ち、合理的配慮に基づく支援を展開することにより、利用者と共に社会に働きかけ、法人の価値を向上させている。【新】 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現する。 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。※以上【続】	①			
			②			
			③			
			④			
			⑤			
			⑥			
			⑦			
2. サービスの質の向上 (1) どのようにすれば利用者との対話とその権利や可能性の向上につながるのかを研究し、良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供する。【修】 (2) サービスの質の向上を実現するため、利用者・職員が共に合理的配慮についての理解を深める。【修】	<b>◎主旨と重点目標</b> <b>(1)障がい者の人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進する。</b> ⇒ (例) 利用者の自由や参加についての自己理解のための場を提供し、対話力や、考える力や意見を伝える力を発揮する機会とします。 <b>(2)自律と自立(自ら選択する自由を含む)が重要。</b> ⇒ (例) 社会参加を中心に、自律と自立の観点からアセスメントや個別支援計画の実際を点検します。 <b>(3)障がい者が政策及び計画に係わる意志決定の過程に積極的に関与する機会を有する。</b> ⇒ (例) 地域の障害福祉計画への提言やパブリックコメントなどに意見を出すことができるよう支援します。 ※その他の方法の具体例 ①法人運営会議での障害者権利条約の研究やサービス提供方針の情報交換 ②合理的配慮の観点からの業務手順・マニュアルの定期的検証と改善、周知の情報交換 ③基本的人権について学ぶなど職員研修体制の運用と検証 ④利用者のコミュニケーション支援や話し合いに係わる集団的支援などの改善のためのしくみの研究 ⑤第三者評価に基づく事業計画・報告の分析 ⑥第三者評価改善計画の共有 ⑦苦情解決制度と第三者委員の積極的運用と改善への活用 ⑧リスクマネジメント体制の検証 ※以上【修】	利用者の参加と平等、自律と自立が伸展し、利用者がサービスの利用や地域において当事者・主体として積極的に関係している。 ※参考 a) 従来のしくみを点検・更新し、常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスが提供できる。【修】 b) 新たな情勢に沿って、経営理念や方針を検証し、サービス体制の改革を行う。【新】	(1)			
			(2)			
			(3)			
3. 地域との関係の継続 (1) 住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅サービスの充実、強化に取り組む。【続】 (2) 入所施設において家族や知人・友人等の関係が維持され、促進されるよう支援を行なう。【未】	①地域での生活を重視したサービスの展開 ⇒ α) 障害者支援施設＝自立生活プログラム、 β) 障害福祉サービス＝将来も見すえた地域生活技能、社会資源活用支援等 ②在宅での生活を支えるサービス提供 ※以上【続】 ⇒ β) 障害福祉サービス＝将来も見すえた地域生活技能、社会資源活用支援等、 γ) 計画相談支援事業 ③入所施設において家族や知人・友人等の関係が維持され、促進さ	利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、地域生活移行を図り、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援を行う。【修】	①			
			②			
			③			

(3) 利用者の日常生活において、地域住民との交流の機会を積極的に設ける。【 <b>続</b> 】 (4) 各事業所が地域に開かれた社会資源として活躍できるよう法人経営に取り組む。【 <b>修</b> 】	れるよう支援を行ない、自立支援を展開し地域生活移行も図る。 【 <b>修</b> 】 ④地域の社会資源の活用と開発と地域資源としての機能強化【 <b>修</b> 】		④			
4. 生活環境・利用環境の向上 (1) 非常災害に備えることにより利用者の生活環境を守る。【 <b>新</b> 】 (2) 安全で衛生的かつ快適な環境の整備に取り組む。	①災害対策計画等に基づく実効性のある訓練の実施 ②災害時の事業継続計画（BCP）の整備 ※以上【 <b>続</b> 】 ③トイレを中心に衛生的な環境の整備 ④ライフステージに合わせた個別支援を検証し改善する。 ⇒（例）現在の障害福祉サービスの大きな問題のひとつのなっている高齢化と重度化に対し、適切な支援が計画、実施されているかを検証する。 ⑤利用者が目標をもって主体的に取り組める活動の提供※以上【 <b>修</b> 】 ⑥新たな感染症や複合非常災害への対策強化	a) 日常生活だけでなく、非常災害にも十分耐えるかたちの安心・安全なサービス提供を実現するため必要な整備をする。 b) 利用者の活動が社会参加の拡大につながるようし、平等の機会を拡充する。 ※以上【 <b>修</b> 】	① ② ③ ④ ⑤			
<b>II. 社会に対する基本姿勢</b>						
目的	中期目標	3年後めざす姿		2020年	2021年	2022年
5. 地域における公益的な取り組み (1) 地域における公益的な取り組みの推進【 <b>続</b> 】 (2) 地域の多様な福祉ニーズを調査分析し把握する。【 <b>修</b> 】 (3) 自立支援協議会の活動を中心に地域の福祉課題、生活課題の包括的な解決に取り組むとともに、地域の活性化に寄与する。【 <b>修</b> 】	①自立支援協議会や相談支援事業とともに、地域の福祉ニーズと現在の事業内容を点検し、中間的就労の支援など、社会資源の開発にも取り組む。 ②福祉に対する理解の促進を続けながら、地域の活性化に取り組む。 ※以上【 <b>修</b> 】	a) 地域における公益的な取り組みの数を増やし、具体的な成果を示す。 b) 地域自立支援協議会の参画を通じ、地域の福祉計画、障害福祉計画の推進に寄与する。 ※以上【 <b>修</b> 】	① ②			
6. 信頼と協力を得るための情報発信 (1) 信頼と協力を得るための情報発信【 <b>続</b> 】 (2) 利用者が主体となって地域と共に歩むための様々な情報発信に取り組む、利用者の社会参加を推進する。【 <b>修</b> 】	①情報公表を透明性の高い法人経営を活かして、社会福祉法人の役割について広報をしていく。【 <b>新</b> 】 ②企画にも参画する利用者の活動が、地域と共に歩むための、様々な情報発信の取り組みとなるよう事業展開をする。【 <b>新</b> 】	利用者の社会参加活動の展開が、同時に社会福祉法人の機能を知らせるようになる。このような支援活動の展開により、法人所属の各事業所が公益的な社会資源として地域に身近なものになっている。【 <b>修</b> 】	① ②			
<b>III. 福祉人材に対する基本姿勢</b>						
目的	中期目標	3年後めざす姿		2020年	2021年	2022年
7. 新しい法人の人事制度の運用と検証【 <b>修</b> 】 (1) 新人事制度が期待する職員の成長につながっているのかを評価する。【 <b>修</b> 】 (2) サービス等業務の標準化や個々の職員の資質・専門性の向上、チーム力の発揮ができてきているかを評価する。【 <b>修</b> 】 (3) 福祉サービスにおける生産性の向上を評価・検証する。【 <b>修</b> 】 (4) 当事者による事業の客観的な評価。	①支援とは何か、対等に接することで、相手の出発点の不平等状態を忘れていないかなど、人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進するための研修を行うなどして、人権、尊厳、権利などの視点で新しい人事制度の評価を行う。【 <b>新</b> 】 ②業務の標準化と主体的な業務行動について、人事考課や職員のセルフチェック等によって評価する。【 <b>修</b> 】 ③良好な職場の人間関係の構築、維持と明るく見通しの良い職場づくりができてきているかどうかを、第三者評価や職員のセルフチェック等で評価する。【 <b>修</b> 】 ④人事の最適化による生産性の向上が実際にできているかどうかを、事業所の諸会議や第三者評価、職員のセルフチェック等で評価する。【 <b>修</b> 】 ⑤利用者による職員評価のしくみの確立	左記に掲げる目的に沿って評価することで、新しい法人の人事制度が機能しているかどうかを検証し、その結果によって改善等の施策を行っている。	① ② ③ ④ ⑤			
8. 人材の確保に向けた取り組みの強化 (1) 人手不足の環境の中で	(a) 新卒採用において、 ①法人統一の強みを活かし、配属先を法人本部が決めることにする。【 <b>新</b> 】	・良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じる。 ・福祉の仕事の啓発のための情報	(a)① ②			

事業継続の具体的な方策を開発する。【新】 (2) 地域の障害福祉計画等に沿った、障害者理解促進の取り組みにより、事業の意義を広く伝える。【修】	②緊急時対応も兼ねた職員宿舎を設けるなど、就職しやすい環境を整備する。【新】 ③国の制度に沿い、継続して短時間労働や業務の限定など、雇用時間や形態を工夫し、多様な働き方ができるしくみを構築する。【続】 ④働き方改革の求める改善を持続的にすすめる。【新】 (b) 従来の小中高校における福祉教育協力以外にも地域における福祉施設広報活動などに積極的に参加協力し、福祉の仕事の啓発をはかる。【修】	発信、福祉教育に取り組む。	③			
目的	中期目標	3年後めざす姿		2020年	2021年	2022年
9. 人財の定着に向けた取り組みの強化 (1) 円滑で良好なコミュニケーションを取り働き甲斐のある、魅力ある職場づくりに取り組む。 (2) 非正規職員への配慮。 (3) ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進する。 (4) 職員の安全と健康の確保。※以上【続】	<b>職員処遇全般の向上が実現でされているが、働きがいのある職場づくりは途上にある。善き職場風土、組織が職員の定着だけでなく、利用者へのサービスの質を左右するので、これに継続して取り組む。</b> ①第三者評価や職員セルフチェックの結果の分析に基づき、経営層が責任をもって改善をすすめる。【新】 ②働き方改革に沿い、i) 同一労働同一賃金に基づく非常勤職員の処遇改善を行い、ii) 遅れている人事考課も導入をする。【新】 ③ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを継続して推進する。【続】 ④労働関係法令の遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保する。【続】	多様な職種、職務形態、年代の職員も働きやすい環境が、人財の定着をもたらしている。社会福祉事業のサービス環境にふさわしい平等で公平な価値が承認され、明るく働きがいのある職場環境を築いている。	① ② ③ ④			
10. 人材の育成 (1) 高い専門性と倫理性を醸成する職場環境を作る。 (2) 全人的な支援ができる主体的、自立的なリーダーの育成を強化し、リーダーのマネジメント能力の向上に取り組む。	(1) ①専門性の向上に向けた資格取得支援を充実する。【続】 ②障害者権利条約の学習など通じて、継続して職業倫理について研修を続けていく。【新】 (2) 法人の理念と基本方針を継承する次世代を担うリーダー層を見出す。【新】	(1) それぞれの職員が専門家としてのスキルと思考、態度を見込んでいる。 (2) リーダー層が中心となって、全人的な支援が展開されている。 (3) 地域の福祉計画、障害福祉計画の実現に寄与する総合的人財が増えている。	(1) ① ② (2)			
<b>IV. マネジメントに対する基本姿勢</b>						
目的	中期目標	3年後めざす姿		2020年	2021年	2022年
11. 公共性、公益性、公正であることの意義がわかる経営【新】 (1) 経営理念に経営方針及び社会福祉関係法令等を通じ、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を行なう。【修】	①職員が地域社会の中で事業を認識し、公共性、公益性、公正であることや規則に従うことの意義がわかる学習、研修を行う。 ②ルールに対する適切な認識 ③コンプライアンス教育の徹底	構成員が公正な経営を理解し、法人の事業展開が各地域で明るい展望を見出している。	① ② ③			
12. 法改正後の組織の再編の評価 (1) 公正かつ適正な経営を可能とする組織統治(ガバナンス)についてどのように公正かつ適正なのか検証します。【修】 (2) 事業を積極的に「推進する力を持つ組織づくり」とともに、社会的な責任と使命を果たし得る組織として、経営に対する適切なチェック・牽制機能を持った「自ら改める組織づくり」をめざす取り組みを実践する。【続】	①理事会や評議員会、監事監査、第三者評価や職員セルフチェック等により、経営の客観的な評価を継続していく。【修】 ②近い将来の会計監査人(法人)の設置の可能性に向けて準備をすすめる。	経営の客観的な評価のしくみが構想され、法人全体で共通の承認を得ている。【新】 <b>会計監査人(法人)の監査に耐えるしくみづくりが進んでいる。【新】</b>	① ②			
13. 健全な財務規律の堅持 <b>社会福祉充実計画導入の可能性を視野にしながら、公益性に根ざした事業活動を可能とするために、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立する。【修】</b>	①法人の事業運営を法令、定款等に従って計画的かつ効率的に行うとともに、法人の経営状況と財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行なう。 ②中長期的視点からの事業計画と財務計画を立て、健全な財務規律を堅持する。※以上【続】	健全な財務状況を堅持し法人経営の十全な展開によって、法人の価値の向上が図られている。	① ②			

<p>14. 経営者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営者は、リーダーシップを発揮し、経営理念や経営方針等の明確化を図り法人内への周知徹底をはかる。</li> <li>経営者は、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の発展・充実」に寄与するため、「3か年計画」の実践に向けた組織的な取り組み体制を整備する。</li> <li>地域の生活課題を把握し公益的な取組について利用者、地域住民とともに積極的に活動する。</li> </ul> <p>※以上【続】</p>	<p>◎経営における主導的な理念</p> <p><b>障がい者の人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進する。自律と自立(自ら選択する自由を含む)を重要としたサービスを推進する。障がい者が政策及び計画に係わる意志決定の過程に積極的に関与する機会を有することを不断に求める。</b></p> <p>①利用者・職員合同編成委員会による経営理念を再考し、サービス向上についても検討する。</p> <p>②事業経営が障害者権利条約の主旨に沿って、利用者・職員と共に地域社会の福祉に寄与する。</p> <p>※以下参考事項として【続】</p> <p>経営理念等の明確化  公益性の高い非営利組織の自覚  地域福祉への取り組み  外部環境の分析  内部環境の分析  中期計画の策定とPDCAの実践  事業の将来性・継続性を見通した経営  BCP（事業継続計画）の策定・周知、訓練の実施  効果的・効率的経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己研鑽</li> <li>次世代の育成</li> </ul>	<p>事業経営が障害者権利条約の主旨に沿って、利用者・職員と共に地域社会の福祉に寄与し、法人の理念の実現に向かっている。</p> <p>【新】</p>	①			
			②			